

# 平成 30 年度 事業報告書

自平成 30 年 4 月 1 日

至平成 31 年 3 月 31 日

大阪市中央区高麗橋 1-5-14-605

一般社団法人大東流合気柔術琢磨会

代表理事 森 恕

## 平成 30 年度事業報告書

(自平成 30 年 4 月 1 日至平成 31 年 3 月 31 日)

### I 法人の概況

一般財団法人大東流合気柔術琢磨会（以下、「当法人」といいます。）は、平成 28 年 9 月 16 日付で、一般財団法人として設立登記されました。

当法人は、定款において、大東流合気柔術の創始者武田惣角が創始した大東流合気柔術の普及・振興を図り、もって、国民の健全な心身の発達及び公益の増進に寄与することを目的としております。

本事業年度においては、その目的を達成するため、定款第 4 条に定める次の事業を実施しました。

- (1) 大東流合気柔術の普及及び指導
- (2) 大東流合気柔術における指導者の養成
- (3) 大東流合気柔術の昇格考試の実施
- (4) 大東流合気柔術に関する各種大会、講習会、研修会及び研究会等の開催並びに指導員の派遣
- (5) 個人又は団体会員の承認に関する事
- (6) 前号の会員に対する指導、助言
- (7) 大東流合気柔術に関する調査、研究
- (8) 大東流合気柔術に関する機関誌及び図書等の発行
- (9) 青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### II 実施事業の概要

一般財団法人琢磨会の設立目的に従い、大東流合気柔術の普及・振興に取り組みました。各実施事業の概要は、次のとおりです。

#### 1 大東流合気柔術の普及及び指導

各地域の道場に指導員・講師を配置し、それぞれの受講者の実態を踏まえた上で、受講者の心身の発育・発達段階や、能力・適性、興味・関心等の実情を考慮し、大東流合気柔術の技術の指導に当たりました。

平成 30 年 5 月 19 日に、第 37 回琢磨会演武大会（第 2 回一般財団法人琢磨会大会）を開催しました。

#### 2 大東流合気柔術の段位・級位認定

##### (1) 子供 昇級・昇段者

本年度の子供の昇級・昇段者は、合計 20 名で、昇級・昇段状況は次のとおりです。

1 級：2 名， 2 級：0 名， 3 級：0 名， 4 級：3 名， 5 級：6 名， 6 級：2 名，

7 級：1 名， 8 級：2 名， 9 級：3 名

初段：1 名

##### (2) 一般 昇級者

本年度の一般の昇級者は、合計 27 名で、昇級状況は次のとおりです。

1 級：3 名， 2 級：3 名， 3 級：2 名，

4 級：6 名， 5 級：7 名， 6 級：6 名

##### (3) 昇段者

本年度の昇段者は、合計 28 名で、昇段状況は次のとおりです。

初段：4 名， 二段：5 名， 三段：6 名， 四段：4 名， 五段：6 名， 六段：3 名

#### 4 武道団体との交流

平成 30 年 10 月 7 日に、公益財団法人日本武道館、日本古武道協会が主催する第 9 回鹿島神宮奉納演武大会に参加しました。

### Ⅲ 役員等に関する事項（平成 30 年 3 月 31 日現在）

役 職	氏名	就任年月日	備考
代 表 理 事	森 恕	平成 28 年 9 月 16 日	
理 事	小林 明彦	平成 29 年 1 月 9 日	
理 事	榎原 恒夫	平成 29 年 5 月 31 日	
理 事	藤江 美智雄	平成 29 年 6 月 3 日	
監 事	樋口 明寿	平成 29 年 11 月 11 日	
評 議 員	森 亮二	平成 28 年 9 月 16 日	
評 議 員	沼田 洋祐	平成 28 年 9 月 16 日	
評 議 員	三木 清明	平成 28 年 9 月 16 日	
評 議 員	谷井 健一	平成 29 年 1 月 9 日	

### Ⅳ 理事会及び評議員会等の開催状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

#### 1 理事会

開催年月日	議 案
第 1 回理事会 (平成 30 年 5 月 13 日)	1. 平成 29 年度計算書類・事業報告の承認の件 2. 理事の選任の件
第 2 回理事会 (平成 30 年 7 月 14 日)	1. 代表理事の選任の件
第 3 回理事会 (平成 31 年 3 月 16 日)	1. 平成 31 年度事業計画書, 収支予算書の承認の件

#### 2 評議員会

開催年月日	議 案
第 1 回評議員会 (平成 30 年 5 月 27 日)	1. 平成 29 年度計算書類の承認の件 2. 理事の選任の件

### Ⅴ 附属明細書について

平成 30 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 31 年 3 月  
一般財団法人大東流合気柔術琢磨会